.フィリピンの取組の特徴と日本への示唆

十文字学園女子大学社会情報学部教授橋本とロ子

政治参加、経済活動、生命、教育などの領域での男女格差をランク付けしている World Economic Forum(世界経済フォーラム)の「Gender Gap Index(ジェンダー・ギャップ指数) 2007」が 2007 年 11 月 7 日に発表された。同指数におけるフィリピンの順位は、2006 年に引き続き世界で 6 位となった<sup>173</sup>。もちろんアジアでは群を抜いて高い。その主な理由として教育、健康・生存で 1 位、経済活動で 2 位、政治的エンパワメントでも 14 位という順位の高さが挙げられる。特に、経済活動においては、2006 年の同指数で管理職に占める女性の割合が、フィリピンは 58%と米国の 42%よりも高い。それに対し、日本は 10%に過ぎず、先進国の中でも群を抜いて少ない。

2008 年 1 月 14-15 日に開催された「女性差別撤廃条約のための成功例 ASEAN 高官会議」 の席上、バングラデシュの駐インドネシア大使 Salma Khan (元女性差別撤廃委員会議長) が、ジェンダー・ギャップ指数でフィリピンが 2 年続いて先進国を押さえて 6 位に入った ことを賞賛したということである<sup>174</sup>。

国連開発計画(UNDP)が2007年に発表した『Human Development Report(人間開発報告書)2007/2008』のジェンダー・エンパワメント測定順位では、データが揃っている91か国中、フィリピンは45位で、アジアではシンガポールの16位についで高い。ちなみに日本は前年度の43位から54位に落ちた。このように、フィリピン女性はジェンダー平等に関する国際的な指数において高い地位を示している。

一方、日本のマスコミなどが頻繁に報道する「人身売買や暴力の被害になりやすいフィ リピン・エンターティナー」や「フィリピン花嫁」としてのフィリピン女性像は、国際的 な指標で高いフィリピン女性とは結びつきにくい。両者の関連については、さらに調査が 必要であり、本報告ではほとんど言及できない。

本稿では、ジェンダー平等に関する国際的な指標では、先進国だけでなく、アジアの他 国と比較しても低い日本女性の政策決定への参加を推進するために、フィリピン女性の政 治や民間での政策決定・意思決定への高い参画の主な要因およびそれらからどのような示 唆が得られるのかに絞って検討する。

1. 国政における政治参加

(1)状況

フィリピン女性の政治参加が急激に増えたのは、コラソン・アキノ氏が、1986年にピー

<sup>173</sup> ちなみに日本は 2006 年は 115 か国中 80 位、2007 年は 125 か国中 91 位

<sup>&</sup>lt;sup>174</sup> http://www.ncrfw.gov.ph/insidepages/whatsnew/whatsnew.htm 参照

プルズ・パワーで大統領に選出された後の 1987 年の選挙である<sup>175</sup>。投票率の推移について は、1949 年以外、どの選挙においても女性は男性に比べて投票率がやや高い<sup>176</sup>。しかし、 女性が女性候補に投票しているわけではない。1987 年に、政治に目覚めた女性たちが、女 性政党 Kaqbabaihan para sa Inang Byan (KAIBA)を設立し、上院下院の両方に各1名の候補 者を出したが、下院候補者しか当選しなかった。その後、KAIBA は解散した。

また、Illoは、アジア開発銀行の報告書で、女性の権利について最も的を得た広報活動 (Advocacy)をしているのは、男性議員であると断言している<sup>177</sup>。

その主な理由としてあげられるのは、女性の権利のための活動・研究などに殆ど無関係な 女性が議員になっていることが挙げられる。つまり、フィリピンの選挙制度では、議員、 知事、市長などを継続できるのは3期まで、それ以上は立候補できない。そのため、3期を 全うした男性議員・首長の代わりに、妻、娘など家族の一員が立候補して当選する場合が 多い。そのような女性たちは、一般的に女性の地位の向上に対する関心がそれほど高くな い。

フィリピンでは、女性管理職や女性経営者の割合が多い経済界に比べると、女性議員の 割合が、それほど増えていない。つまり、少しずつは増えているが、クォータ制度などを 導入して大幅に増えた国が多くなったことにより、図表 5-22 に見られるように、IPU リス トにおけるフィリピンの順位は 50 位前後を低迷している。今回の現地調査で、女性議員が 増えない理由を NGO・女性学研究者に尋ねた。女性学研究者からは、女性たちは腐敗が多い 政治よりも実力で成功可能な経済界に関心が高いという意見、草の根の NGO からは、女性 の地位向上に関心のない女性議員が増えても意味がないという発言があった<sup>178</sup>。

選挙年	女性議員 の比率	_世界順位
2007	20.4%	56
2004	15.3%	70
2001	17.8%	49
1998	12.4%	54
1995	11.1%	62

図表 5-22 フィリピンにおける女性下院議員割合の世界順位の推移

(出所)市川房枝記念会『女性展望』(毎年1月号)から作成、2007年はIPU(Inter Parliamentarian's Union http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm: 2008.02**アクセス**)

## (2) Party List はなぜ女性の政治参加推進の起爆剤にならないか

Party List System 法は、女性を含め社会的に隔離されたマイノリティー・グループが政治に 参加することで、フィリピン政治をより透明性のあるものにしていくという目的で 1995 年

<sup>175</sup> 図表 5-3

<sup>176</sup> 日本も同様で男性より女性の投票率のほうが高い

<sup>&</sup>lt;sup>177</sup> Jeanne Frances Illo, Women in the Philippines, Country briefing paper, Asian Development Bank, 1997, p.14

<sup>&</sup>lt;sup>178</sup> Philippine Plan for Gender Responsive Development 1995-2025 (p.394) では、女性が政治参加を避けるの

は 3G (Gold, Gun, Goon (暴力団))というイメージが強いからであるとしている。

3 月に制定され、1998 年の選挙から施行された。マイノリティーとして挙げられている 3 グループの第一グループが女性であることから、フィリピンの Party List は、国際的には、 女性議員を増やすためのクォータ制度とみなされている。

しかしながら、今回の調査では、女性だけに焦点をあてた他国のクォータ制度に比べて、 Party List により、女性議員が大幅に増えたという結果にはなっていないこと、地方議会の 女性議員を増やすための類似の制度が地方政府法により定められているものの、施行法が 制定されていないために、まだ、実施されていないことなどが明らかになった。

表1で明らかなように、フィリピン下院における女性議員の割合は、2007年5月の選挙 で、240名中49名(20.4%)とやっと20%を越え、列国議員連盟の順位では56位(2007年 11月30日現在)になったが、順位的には2001年の17.8%で49位の方が高い。

1998年の選挙では、6つの女性団体が立候補し、全国的な女性団体 Pilipina が作った政治 団体である ABANSE! Pinay が2%以上の得票を得て代表1名を下院に送ることができた<sup>179</sup>。 2001年にも ABANSE! Pinay が議席を取るに必要な得票数に達したが、最高裁が「縁辺部 の人たちを代表していなかったという理由でその議席を無効にした<sup>180</sup>。

しかも、ABANSE! Pinay は 2004 年、2007 年の選挙で 2%以上の得票を得られなかった ため、同法 6 条<sup>181</sup>により 2010 年の選挙では立候補する権利を失った。

2004 年、2007 年の選挙で Party list の女性団体から選ばれた女性議員は、GABRIELA から であり、2004 年は1名、2007 年には2名に増加した。2003 及び 2007 年の選挙における Party List への女性団体の得票率の内訳は表 5-23 の通りである。

GABRIELA とは、18世紀の反乱のリーダーであった Gabriela Silang の名前からつけられ た戦闘的 (militant) な女性団体と見なされており、1984 年に設立された。GABRIELA は、 General Assembly Binding Women for Reform, Integrity, Equality, Leadership and Action のイニ シャルでもある。GABRIELA の会員は1985 年には5万人に増大し、米軍基地、基地におけ る売春反対、セックスツアー反対などの運動をしている。2004 年の選挙では、1 名、2007 年には3.94%の票を得たことにより、2 名の代表を下院議員として送り込めた。

ABANSE! Pinay の 2004 年と 2007 年の選挙での敗因について、ABANSE! Pinay の親団 体である Filipina の事務局長 Beth Yang は、個人的見解であると断った上で、筆者とのメールのやり取りで以下の 3 点を挙げている。

- · 党員を増やすことができなかった。
- ・ この選挙方式に対応するためのキャパシテイ不足
- ・ 個々の人間関係を解決するメカニズム・過程の不足

フィリピン女性の役割委員会(NCRFW)の国連女性差別撤廃委員会第5次および6次報 告書では、女性団体が Party List で成果を挙げられない要因として次のように述べている。

<sup>&</sup>lt;sup>179</sup> フィリピン政府の国連女性差別撤廃条約報告書 第7条関連報告

http://www.ncrfw.gov.ph/insidepages/downloads/cedaw\_pfa/CEDAW%20Report/cedaw%20report%20file2.PDF p.56

<sup>&</sup>lt;sup>180</sup> Abanse Pinay again won a seat during the 2001 election, after the Supreme Court disqualified the parties that garnered more votes but did not represent the marginalized sectors. 同上 CEDAW 報告書 p.56

<sup>&</sup>lt;sup>181</sup> Party List System 法第6条では、過去2回の選挙に参加していないか、参加しても2%より以上の得票を 得られなかった党はその次の選挙に候補者を出す資格を失うと定めている。

Party List に対する意識の低さが、女性団体党の資金力と経験の低さと相乗効果を起こしている。

なお、Party List の新たな課題として、マイノリティーの名称を使って、女性のリプロダ クティブ・ライツなどに反対する原理主義的カソリック団体の候補が増えてきていること が挙げられるということを今回の現地調査で聞いた。このような団体は資金力、組織力も 広報能力も高く、男女平等を進める女性団体党にとっては脅威となりかねない。

図表 5-23 過去2回の選挙における女性団体政党のパーティリストにおける得票率

	GABRIELA Women's Party	ABANSE! Pinay
2007	3.94	0.82
2004	3.6518	0.9107

<sup>2.</sup> 行政への参加:人事委員会およびナショナル・マシナリーの役割

前節でも指摘しているようにフィリピンにおける公務員全体における女性の割合は男性 よりも高いが、管理職における女性の割合は公務員全体における女性割合より低い。さり ながら、管理職における女性の割合が一桁の日本や韓国などとは比較にならないくらい高 い。人事委員会(Civil Service Commission: CSC)が委員会職員人事で先進的な取組を行う ことで省庁に範を垂れながら、女性管理職の割合を増やしていることは日本でも参考にす べきである。CSC はフィリピン女性の役割委員会とも緊密に連携している。

また、1993年の行政命令241号<sup>182</sup>に基づき、女性が仕事を続けやすいように、各省には 保育所が設置されていることも女性公務員の継続年数を延ばし、引いては女性管理職の増 加という結果をもたらしている。

このような政策が可能となる背景として、ジェンダー平等のためのナショナル・マシナ リーであるフィリピン女性の役割委員会(NCRFW)が、カナダ開発庁、国連開発計画(UNDP) など国際的なドナーの支援により、フィリピン政府のジェンダー主流化を推進しているこ とが挙げられよう。予算の 5%をジェンダー平等の推進に割り当てることが共和国法 7192 号の施行規則で定められ<sup>183</sup>、5%の予算内容については、NCRFW が承認しないと施行でき ない<sup>184</sup>。各省予算の 5%をジェンダー平等に使用することについては、予算管理省長官、国

<sup>&</sup>lt;sup>182</sup> Administrative Order No. 241, Series of 1993 "Guidelines in the Establishment Day Care Centers in Government and Private/Industrial Offices"

<sup>&</sup>lt;sup>183</sup> 1991年に制定された共和国法 7192号「開発及び国家建設における男性の対等なパートナーとしての女性の参画を促進するための法律」第3節では、国家開発経済庁は ODA の中から女性の活動に割当てるべき総額を決定し提言すると定めている。同法の施行規則(Implementing Rules and Regulations (IRR) for Sections 2, 3, and 4 of RA 7192)では、ODA の 5-30%を女性の活動に割当てている。これを受けて、1996年の予算執行法において、国家予算の 5%をジェンダー平等に割り当てることになった。

<sup>&</sup>lt;sup>184</sup> これに比べて、日本では男女共同参画関連予算としては、各省から提出されたものをそのまま男女共同 参画局が掲載しているのとは大違いである。

家経済開発庁長官、NCRFW 委員長の名前で 2001 年8月に通達(2001-1)が出されている。

各省にジェンダーフォーカルポイントを配置することは、フィリピンをモデルにアジアの他の国でも実施されている。しかし、ジェンダーフォーカルポイントの多くは、ランクの低い女性職員であるのに対し、フィリピンでは、次官や局長を中心とした委員会組織を 作り、関係者のジェンダートレーニングを NCFRW が行っている<sup>185</sup>。NCFRW の委員長には 大統領に近い影響力のある女性が任命されている。

また、上院・下院の両方にジェンダー平等関連の常任委員会が設置され、意識が高い女 性議員が中心メンバーとなっていることも、ジェンダー平等を推進するための法律の制定 を容易にしている。

このように強力なジェンダーフォーカルポイントの設置は、各省におけるジェンダー主 流化や女性管理職率の増加、ジェンダー予算の実施に弾みをつけている。

3.企業における女性管理職の状況と課題

フィリピンの企業における女性管理職の割合は国際比較でも極めて高い。フィリピン政府が2007年8月2日に発行した報道では、全管理職(supervisors and executives)に占める女性の割合が、2002年には57.1%であったのが、2006年には58.1%に増えたという、Arturo D. Brion 雇用労働大臣の談話を発表している。その理由について、同記事では何も触れていない。

	全体 (単位100万人)	男性 (同左)	女性 (同左)	_女性割合_
2002	3.26	1.4	1.86	57.1%
2004	3.775	1.613	2.162	57.3%
2006	3.886	1.629	2.257	58.1%

図表 5-24 フィリピンの企業における女性管理職の割合

( 出所 ) DOLE ( Department of Labor and Employment ) News, Thursday, August 2, 2007 Women executives outnumber men in RP

むしろ、同ニュースは、the Grant Thornton International Business Report 2007 を引き合い に出して、世界 32 か国中、フィリピン企業の 97%が女性幹部を有し、世界平均の 59%をは るかに凌いでトップを占めること、また、この数字は 2004 年より 13%の増加であると高く 評価している。さらに、32 か国中の最下位は日本であると付け加えている。

この民間企業における女性管理職の多さについて、今回の現地調査で、フィリピン大学 女性学研究所長などに質問をしたが、女性のほうが大学進学率が高いという以外、明確な 答えは出てこなかった。今後の調査が必要である。

<sup>&</sup>lt;sup>185</sup> ラモス大統領もジェンダー研修に参加したといわれる。

## 4.移住労働女性の状況

フィリピンにおける移住労働者からの国内への送金額は、2006年は GNP の 10.0%、2007年1-8月では11.3%に達している<sup>186</sup>。合法的な海外移住労働者の総数は 2006年には1,062,567人であるので、全人口 8,310万人の 1.3%の海外移住労働者が GNP の 10%を仕送りしているという数字になる。

表4によると、新規海外移住労働者には圧倒的に女性が多く、2000年から2005年までは 女性は男性の2.5から3倍に近い。2005年3月に日本政府が入国管理法を改正してフィリ ピン人エンターティナーの入国資格特別配慮を廃止した。そのため、2006年度には、エン ターティナーの日本への入国が激減(2005年:47,765人 2006年:8,607人<sup>187</sup>)したこと もあり、女性の新規海外移住労働者数は2万人強減少した。しかし、それでも女性新規海 外移住労働者数は男性を凌いでいる。2006年には、女性数の激減に比べて男性の生産現場 での移住労働数が激増している<sup>188</sup>。女性の海外移住労働者数は多いにもかかわらず、収入 は少ない。そのため、2005年に海外移住労働者からの送金総額854億ペソのうち、女性海 外移住労働者からはその35.9%を占めているに過ぎない。そのおもな理由としては、女性は メイドなどの家内労働者が多いからであるとされている<sup>189</sup>。

· ·	│ 男性	割合	女性	割合	女性の 中での <u>割</u> 合	_合計
1 Household and Related Workers	1,590	1.7%	89,861	98.3%	48.7%	91,451
2 Factory and Related Workers	30,544	70.6%	12,690	29.4%	6.9%	43,234
3 Construction Workers	40,178	93.4%	2,862	6.6%	1.6%	43,040
4 Medical Related Workers	2,650	14.9%	15,081	85.1%	8.2%	17,731
5 Hotel and Restaurant Related Workers	6,210	39.6%	9,483	60.4%	5.1%	15,693
6 Caregivers and Caretakers	842	5.8%	13,570	94.2%	7.4%	14,412
7 Building Caretakers and Related	2,103	17.1%	10,191	82.9%	5.5%	12,294
Workers						
8 Engineers and Related Workers	10,754	96.3%	415	3.7%	0.2%	11,169
9 Dressmakers, Tailors and Related	375	4.8%	7,456	95.2%	4.0%	7,831
Workers						
10 Overseas Performing Artists	709	9.5%	6,722	90.5%	3.6%	7,431
	123,688	40.1%	184,454	59.9%	100.0%	308,142

図表 5-25 海外移住労働者

(出所) Overseas Employment Statistics (2006)

推定であるが、教育のある女性にとって、家族と別れ、海外に移住して低賃金で働くよ

<sup>186</sup> 同上

<sup>187</sup> 法務省入国管理局「外国人入国者及び日本人出国者の概況について」平成17年度及び18年度

<sup>&</sup>lt;sup>188</sup> *Compendium of OFW Statistics, Overseas Employment Statistics 2006* Philippine Overseas Employment Administration, Department of Labor and Employment

http://www.poea.gov.ph/stats/2006Stats.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>189</sup> http://www.ncrfw.gov.ph/inside\_pages/downloads/factsheets/factsheets\_on\_filipino\_women\_03\_2008.pdf

りも、家族と一緒に過ごせる国内企業で働き、管理職になることを選択しているのかもし れない。一方、学歴がある男性は良い賃金を求めて海外移住労働者となるではないかと思 われる。

5. 日本への示唆

(1)平等に対する意識と行動

内閣府男女共同参画局が行った男女共同参画社会に関する国際比較調査(平成14年度)の結果によると、フィリピンの特徴は他国に比べて、家庭、職場で男女平等であると答えたものの割合が最も高い(66.0%)。その一方で、男性が非常に優遇されていると答えた者の割合も最も高い(22.1%)。推定されるのは、後者グループの憤りが、行動に結びついて状況を変える原動力になっているのかもしれない。女性の問題に限らないが、フィリピンだけでなく、韓国と比較しても、日本人はこうした課題に対して、なかなか行動を起こさないとこれらの国のNGOから批判されることが多い。また、マスコミも真正面から男女平等についてなかなか取り上げようとしない。

(2)市民社会と行政、政治の連携

フィリピンにおけるジェンダー平等政策の特徴は市民社会が中心になっていることであ る。その背景はアキノ政権において、現在のフィリピン女性の役割委員会(NCRFW)のコ ミッショナーが全員 NGO 出身に変えられたこと、NCRFW の事務局長<sup>190</sup>に NGO 活動家が 任命されたことなどにより基礎作りができた。それ以降もラモス大統領の時に、コミッシ ョナーの半分が各省の事務次官に変えられたが、その主な理由は政府におけるジェンダー 主流化を推進するためであり、NGO との連携を弱めるためではなかった。その後も事務局 長は基本的に NGO の活動家が任命されており、現在の事務局長 Emmeline L. Verzosa は家族 計画・保健の専門家である。カソリック教会を支持母体として持つ大統領は家族計画に反 対しているが、女性団体が幅広く支持している Verzosa を辞めさせることはできない。

日本の男女平等政策は国連など外圧と女性団体プラス女性議員から大きな影響を受けな がら進められてきた。男女共同参画社会基本法制定後、さらにワーク・ライフ・バランス (WLB)に至って、企業団体も推進する側に入っている。市民社会の視点や実態が十分に 配慮された WLB の推進により、日本人全体の働き方が変われば、女性の管理職進出は促進 される可能性が高い。

(3)男女平等を推進するナショナル・マシナリーの強化ならびに法律など制度の充実

2.で述べたようにジェンダー主流化を推進するナショナル・マシナリーである NCRFW

<sup>&</sup>lt;sup>190</sup> 当時の事務局長が前述の女性団体 Filipina の代表に就任した。

が強力であるように、日本の男女共同参画に関する体制を強化充実すべきである。そのた めには、男女共同参画会議が男女共同参画社会基本法第 21 条第4項で述べている「政府が 実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施 策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総 理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。」を完全実施すれば、各省の男女共同 参画を推進することが可能である。